

## 豊岡市環境経済事業認定要綱

平成24年9月25日豊岡市告示第265号の2

改正 平成24年10月19日豊岡市告示第276号の2

令和3年3月26日豊岡市告示第93号

令和7年4月16日豊岡市告示第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市環境経済戦略を推進するため、環境経済事業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「環境経済事業」とは、利益を追求する事業により環境が改善されるもの（環境創造型農業に認定しているもの及び環境創造型農業に認定し得るものを除く。）をいう。

(認定基準)

第3条 豊岡市が環境経済事業として認定する事業は、市内に事務所を置く事業者が行う環境経済事業のうち、原則として次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 廃棄物処理業
- (2) 市税滞納者（市との協議により計画的に滞納を解消している者を除く。）が実施する事業
- (3) 著しく反社会的な行為を行った事業者又はその関係者が関与する事業
- (4) 近隣住民その他の関係者とのトラブルがある事業者が実施する事業
- (5) 暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与する事業
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、認定がふさわしくないと市長が認める事業

(認定の手続き)

第4条 環境経済事業の認定を受けようとする者は、豊岡市環境経済事業認定申込書（別記様式）に次の書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 市が指定する市税の調査に関する同意書
- (2) 事業の説明資料及び写真

2 市長は、前項の規定による申込みの内容を審査し、認定の可否を申込者に通知するものとする。

3 市長は、環境経済事業を認定したときは、事業の名称、認定を受けた者の名称その他必要と認める情報を公表するものとする。

4 環境経済事業の認定を受けた者は、当該認定に係る事業を終了したとき、又は前条各号のいずれかに該当することとなったときは、市長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第5条 市長は、環境経済事業の認定を受けた者が偽りその他不正の手段により認定を受けたと認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、環境経済事業の認定後に当該事業が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は認定を受けた者が次条の規定による報告に応じないときは、認定を取り消し、又は撤回することができる。

3 前条第3項の規定は、認定を取り消した場合について準用する。  
(報告)

第6条 市長は、認定を受けた者に対し、認定事業に関する報告を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年10月19日豊岡市告示第276号の2)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日豊岡市告示第93号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月16日豊岡市告示第163号)

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

豊岡市長様

住所（所在地）  
（個人事業主の場合は、個人の住所をご記入ください）

氏名（名称）  
（法人の場合は、代表者名もご記入ください）

担当者氏名、電話番号

### 豊岡市環境経済事業認定申込書

事業の名称	
事業の内容	
環境改善の内容	
利益追求の方法	
売上額（概算）	万円 （個々の事業の売上額は公表しません）※1

## 役員状況※2

氏名	フリガナ	住所	生年月日

### ※売上額の取扱い

事業の売上額は、豊岡市環境経済事業の総額を算出、公表するために使用し、各認定事業の売上額は公表しません。

### ※個人情報の取扱い

申込者（法人の役員を含む。以下同じ。）の個人情報は、申込者が認定基準を満たすかどうかを確認するために必要な場合に、兵庫県警察本部その他の関係機関に開示することがあります。

## 事業認定に関する申告

豊岡市環境経済事業認定の申込みに当たり、次の事項を申告します。

この申告内容に誤りがあったとき又は申告後に申告内容と異なる状況になったときは、認定が取り消され、又は撤回されることを承諾します。

### 記

- 1 市税を滞納していません。
- 2 著しく反社会的な行為を行ったことはありません。また、その関係者が関与している事業ではありません。
- 3 近隣住民その他の関係者とのトラブルがありません。
- 4 暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与していません。
- 5 認定基準を満たすかどうかを確認するために、市が申込者（法人の役員を含む。）の個人情報を兵庫県警察本部その他の関係機関に開示することに同意します。